

給 3 - 1 0 5
令和6年9月20日

行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

人事院事務総局給与局長

令和6年8月20日付け（同月23日受付）文書で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- ・2015年人事院勧告において、地域手当を検討するために算出した「賃金指数」の算出に用いたデータ及び算出過程

2 不開示とした理由

- ・統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）による改正前の統計法（昭和22年法律第18号）第15条第2項の規定に基づき総務大臣から使用の承認を受け厚生労働省から提供を受けた情報及び新統計法第33条第1項の規定に基づき厚生労働大臣から提供を受けた情報であり、それぞれ申請した利用期間の満了に伴い当該情報を廃棄しており、文書不存在のため不開示とした。

〔教示〕

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、人事院総裁に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担当課等	人事院事務総局給与局給与第三課 電話番号 03(3581)5311 内線2555 担当者名 高岸 9時30分から17時30分まで（12時00分から13時00分までを除く。）
------	--